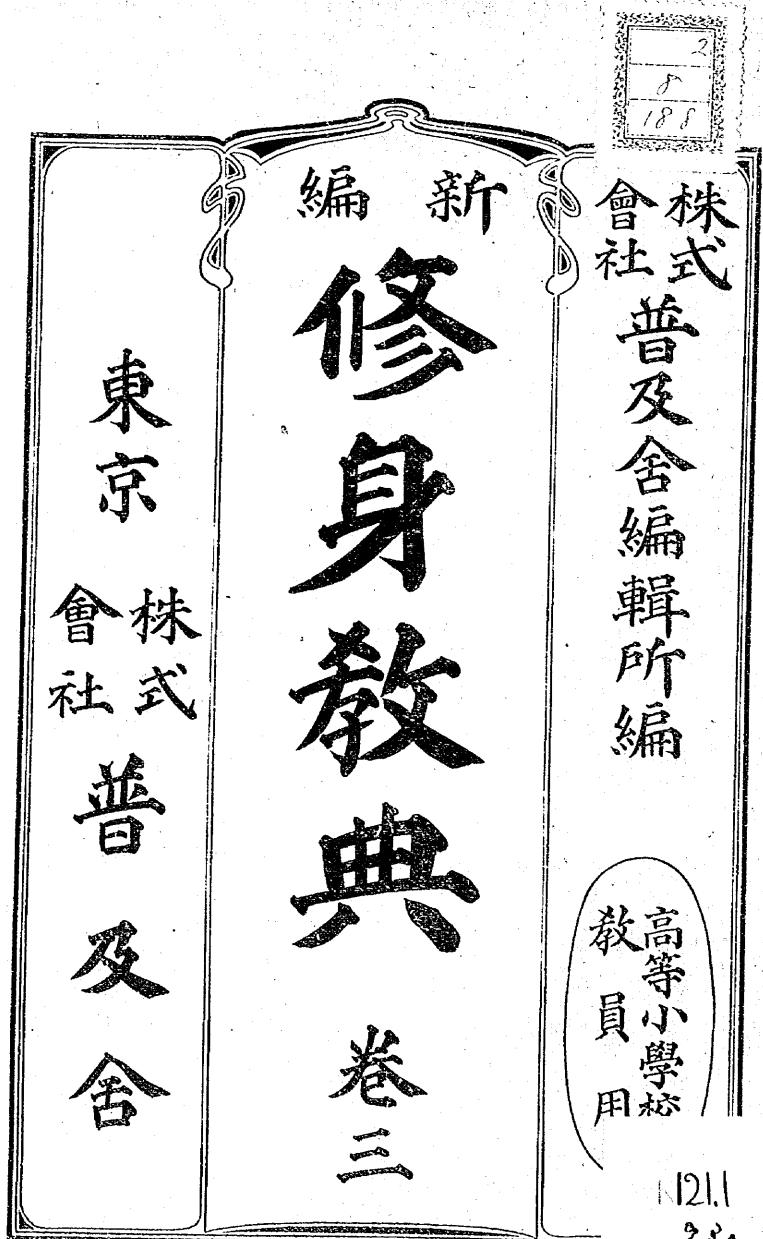


K1211

93a

3



東京 株式 會社 普及舎

新修身教典

高等小學校
教員用卷三

編次

第一課 孝明天皇

上杉治憲公立志

一

第二課 上杉治憲公節儉

三

第三課 上杉治憲公殖產

五

第四課 上杉治憲公愛恤

八

第五課 上杉治憲公文武

一一

第六課 上杉治憲公教師

一四

第七課 上杉治憲公孝行

一七

第八課 師恩

一九

第九課 ワット氏修養

二〇

第十課 フット氏發明

二三

第十一課 公益

二五

第十二課 ナイチングール女史慈善

二八

第十三課

三〇

次
目
次

日
次

新修修身教典
校教員用 卷三

第一課 孝明天皇

(本課の目的) 皇考孝明天皇の、英武に渡らせたまひしこと、ふかく天御心を國事につくさせたまひしこと等を談話し、聖徳の深厚なることを知らしむ。

(教授上の注意)

一 天皇が御即位の始め、皇室に忠義類ひなかりし和氣清麻呂公に爵位・神號を下し賜ひしことを話すに當りては、當時、徳川氏の勢威なほ盛んなりしこと、清麻呂公に爵位・神號を與へて、暗に徳川氏を抑ふるがごときは尋常の帝の容易になし得たまはるべきことあらざりしこ等

次 目

第十四課	ナイチングール女史(博愛)	二二
第十五課	赤十字社	三四
第十六課	瓜生岩子(愛國)	三六
第十七課	瓜生岩子(淑德)	三八
第十八課	博愛	三九
第十九課	佐久間象山先生(修學)	四二
第二十課	佐久間象山先生(事業)	四四
第二十一課	佐久間象山先生(憂國)	四六
第二十二課	高田屋嘉兵衛氏(剛勇)	四八
第二十三課	高田屋嘉兵衛氏(信義)	五〇
第二十四課	外國人に對する心得	五一
第二十五課	國民の務	五四

を知らしめ、兒童をして、天皇の英明勇武に渡らせたまひしことを知らしむべし。

一 天皇御在位の間は、内憂・外患こも至り、國家きはめて多事なりしに、上下いたづらに恬熙を守り、たえて國事を憂ふるものなかりしことを談じ、兒童をして當時の國状を知らしめ、ひとり、至尊をして社稷を憂へしめしことの恐懼に堪へざるゆゑを悟らしむべし。

一 御肖像の上に掲げ奉りたる御詠、および、上賀茂社にて、詠進あらせられたりし御詠は、天皇が、ふかく、國事に大御心を勞したまひしことを窺ひ奉るに足るべきがゆゑにつまびらかにその意義を解説して、廣大なる聖徳を欽仰せしむべし。

(主要なる設問)

一 孝明天皇の英明・勇武に渡らせたまひしことを語れ。
一 天皇は、何故に、和氣清麻呂公に、爵位・神號を賜ひしか。
一 天皇御在位の頃の國状を問ふ。

一 天皇・大御心を國事に注がせたまひしことを語れ。

第二課 上杉治憲公（立志）

(本課の目的) 事を成す道は、まづ、志を立つることある。志を達せんには、不屈・不撓の精神あるを要することを知らしむ。

(教授上の注意)

一本課にあげたる人物は、顯要の人なれば、おのづから、一般人と、その趣きを異にせること多かるべけれども、要は、そ

の精神を取るにあれば、教師は、この意にて児童に教授すべし。

一 歌および誓詞は、よく、その意を明かにして、公が精神の堅確なりしことを感じしむべし。

(主要なる設問)

一 汝らは公につきて、何を學ぶべきか。

一 志を立つることの必要なる理由は、いかに。

一 汝らは、いかなる業にて、身を立てんと思ふか。

一 半途にて、失敗し、または困難にあふときは、いかにすべきか。

一 汝ら、家督を譲り受けたる後は、いかなる心掛けにて、家政を執るべきか。

第三課 上杉治憲公（節儉）

（本課の目的） 公利・公益を計らんとせば、平生、よく節儉を心掛けて、その備へをなさざるべからざることと、節儉の本旨とを明かならしむ。

（教授上の注意）

一 節儉の意義は、第一卷第十課等にて、すでに、児童の知れることなれば、まづ、問答によりて、児童の智識を喚び起し、やがて、本教授に入るべし。

一 前段公が、大儉の令を下されしこと、および、公が衆に先ちて節儉をつとめられしことは、ことに注意して教授すべし。

第三

課

一 後段の名主云々は、もつとも適切なる事例なれば、つとめて、児童の感情をひき起し。おのれも、また、節約せんとの念慮を奮起せしめんことを力むべし。

一 近時、華奢の風盛んにて、いたづらに、流行に走るがごとき弊あれば、なるだけ卑近なる事例を挙げて、その非を悟らしむべし。

一 節約は、身分によりて、おのづから、その度を異にするものなれば、よく、その實際に徴して、おのれの身分相應にすべきことを會得せしめんこと、大切なり。

一 衣類は、粗服にても、いさきかも差支なけれど、食物は、大いに、身體および精神にまで關係するものなれば、節約の範圍内にて、なるだけ、滋養品を用ゐるべきことを知らしむるは今日の時勢にとりて、さはめて必要のことなり。

一 節約とは、ただ金錢の濫費を省くのみならず、器具・物品の取扱ひ方、その保存法、および、廢物利用などをも含めるべとなるを會得せしむべし。

一 節約は、ややもすれば、吝嗇に陥り易きものなれば、實際あり觸れたる事例につき、ねんごろに、これを説き示すべし。

(主要なる設問)

一 公の大儉を行はれし事實を語れ。

一 汝らが公につきて感ぜしことをいへ。

一 「節儉は身分に應ずべし」とは、いかなることぞ。

一 節儉と吝嗇との區別を問ふ。

一 汝らの行ふべき節儉の範圍と場合とを語れ。

第四課 上杉治憲公（殖産）

八

(本課の目的) 一家を富貴ならしめ、ひいて、一國を富強ならしめんには、まづ、殖産・興業をつとめざるべからざることを知らしめ、かつ勤勉の徳を養ふ。

(教授上の注意)

前課の節儉に関する觀念を再生せしめて、「かくのごとく、節儉も必要なれども、また、進みて、物産を盛んに作り出だすことにも必要なり。されば、公は、また、大いに、この道に力をつくされたり。」とて、本課の教授に入るべし。

當時、公は、なほ、府庫空乏して貧困に苦まるるをりなりしに拘らず、自己の衣食の費えを省きて、國利・民福を計られたることなれば、よく、その有様を詳説して、公の熱心・誠實なりしことを感じしむべし。

今日、米澤より盛んに、米澤織を出だすこと、ことに、維新の當時にありても、その藩士が、他の藩士のごとく窮乏を極めざりしは、全く公が産業を奨励せられし餘徳なれば、よく、維新後、他の藩士らの困難せる有様を語りて、かれとこれとを比較・判断せしむべし。

わが國と外國との富の度を比較せしめ、かつ、わが國の貿易は、輸入の輸出に超過せる様を語り聞かせ、兒童をして、「ふるひて、國産を盛んにせん」との考へを起すに至らしむべし。

外國との貿易において、わが國人の信義に乏しきこと、すなはち、見本と異なりたる品を送ること、雜物を混ずること

第 四 課

と、約束の期日をあやまるなどと話を語り聞かせて、かかる弊害を矯正せんことを務むるは、國家のため、今日の急務なることを知らしむべし。

一節約と勤勉とは、いづれも、偏廢すべからざることなるを知らしめ、本課に附帶して、勤勉の徳を養ふべし。

一公の、かくのごとく、國産を發達せしめ、公益を計られしことは、實に、數ふるに暇なきほどなれば、教師は、よくこの心にて教授し、後の第十二課にて、公益を教ふる準備となしおくべし。

(主要なる設問)

一殖産の、一個人、または、一村・一國に對して、必要なるゆゑは、いかに。

一公が、殖産興業に力をつくされしことを述べよ。

一わが國、物産の主要なるものは、何々か。

一當地方にて、盛んにすべき産業は、何か。

一汝らの執らんとする實業は、何か。

一實業に從事したる後の心掛けは、いかに。

第五課 上杉治憲公 (愛恤)

(本課の目的) 人は、つねに、仁愛の心にて他人に對すべきこと、および、分に應じて仁惠を施すべきことを想像せしむべし。

(教授上の注意)

一前段の事例は、一般諸侯の士庶人に對せし有様と比較對照して教授し、公の博愛心の深かりしことを想像せしむべし。

一 今の世にも、なほ、富貴・權力を恃みて、人を虐待するものあれば、適切・卑近なる實例を取りて、公の行ひと比較對照せしむべし。

一 後段、公の撫恤については、前課節儉に關する觀念を再生せしめたる後、「かくても、公の府庫は、いまだ充實せざりしのみならず、負債山のごとくにありき」とて、その困難なりし有様を知らしむべし。

一 撫恤・仁恵は、人の務むべき道なることを説ききて、人は、つねに、節儉を守りて、これらの場合に用ゐるべき財貨を貯蓄し置くべきことを悟らしむべし。

一 餘りあるを待ちて、人を救はんとするがごときは、眞に、仁恵の心なきものなることを知らしむべし。

一 風災・火災などの時に當りて、小作料を貸與し、または、免除しあるひは、救助を行ひたる卑近の實例を擧げて、その德を養はんことを期すべし。

一 右に反して、地主の小作人に對し、あるひは債主の負債主に對して、酷薄なる處置をなししがごとき實例を擧げて、道徳的の判斷を下さしむること必要なるべし。

一 近來、地主と小作人との間に爭論起りて、不測の損害を蒙るしは、往々、見聞することなれば、その地方に行はるる、かかる惡弊を擧げて、道徳的の判斷を下さしむべし。

(主要なる設問)

一 汝らは、公につきて、何を學びたるか。

一 人に、深切に取扱はれたる時と、否らざる時との心持ちの

差異を述べよ。

—おのれ監督の地位に立てる時、人夫の取扱ひ等は、いかにすべきか。

—馬車・汽車などに乗りたる時、知らざる老人などに、坐を譲るがごときことは、何といふべきか。

—汝らの行ひ得べき仁慈は、いかなることぞ。

—人の難儀を救ひたる時の心持は、いかに。

—撫恤を施す時の心得を擧げよ。

課

五 第

第六課 上杉治憲公（文武）

(本課の目的) 文武兩道は、車の兩輪のごとく、偏重すべからざるものなることを知らしむ。

(教授上の注意)

—學藝は、身を修め、家を齊ふるに必要なるものなれば、勤勉怠らざるべきは勿論なれども、身體強健ならざる時は、學藝も世用に供することあたはざれば、教師は、文武その一を缺くべからざることの理を説き示すべし。

—興讓館のこと教ふるには、まづ、第一巻細井平洲先生の人となりを問答して、その豫備とし、かつ、公の志のありしこころをも悟らしむること肝要なり。

—今日、學問に從事するものは、ややもすれば、空論に走りて、實用の貴きを忘れ、あるひは、多少學問すれば、父母・長者を輕蔑するがごとき、ふるまひをなすものあれば、よく、その心得違ひなることを教誨すべし。

—後段にては、公の卒先して武術を練習せられしことに注

意せしめ、すべて、人を獎め用ゐんと欲せば、おのれ、まづ、身をもて率ゐるべきことを知らしむべし。

一筋骨の強健なることと、志氣の剛勇なることとは、一個人としても、一國民としても、もつとも必要なることなるを、卑近なる實例を取りて説明すべし。

一本課にては、攝生、すなはち、飲食を慎み、運動をつとむべきことをも説き教ふべし。

(主要なる設問)

- 公の勤學なりし事實を問ふ。
- 汝らの學問する心得は、いかに。
- 公が、武を勵まれし事實を述べよ。
- 文と武とは、鳥の兩翼のごとしとは、何のことか。

— 運動の效用および種類を問ふ。

— 食物につきての養生法は、いかに。

第七課　上杉治憲公（敬師）

（本課の目的） 學藝を授けて、われを教育せし人は、父母に次ぎたる恩人なることを知らしめて、敬師の德を養ふ。

（教授上の注意）

— 細井平洲先生に關する觀念は、既授の事實を問答して、かれこれ對照せしめば、一層兒童の感情を深からしむることを得べし。

— 公が、みづから、平洲先生の借宅を訪はれしがごとき、また、みづから、先生のために尾州公に暇を請はれしがごとき、諸侯としては勿論、一般士民としても、實に類例稀なること。

となれば、教師は、みづから感じたる言語と態度とにて、教授せんこと肝要なり。

一 師道の衰へたる今日にて、かかる實例を示すは、すこぶる適切有益なることなれば、よく兒童らの實際に比較せしめて、その感情を強からしむべし。

一 兒童は、高等小學校に入學せる後は、ややもすれば、尋常小學校の舊師を輕蔑する風あるものなれば、よくその非を悟らしめたとひ、おのれ、他日、學士となり、博士となり、紳商となるとも、忘るまじきは、舊師の恩なることを、語り聞かせんこと肝要なり。

(主要なる設問)

一 公は、何故に、諸侯の尊きをもて、先生の宅を訪はれしか。

一 公の、行ひにつきて、感ぜしことを問ふ。

第八課 師恩

(本課の目的) 師傳の尊敬すべきことと、これに事ふる道とを知らしむ。

(教授上の注意)

一 君父師は、天下の三大恩といひて、古へより、師を父母に次ぐべき恩人とせるは、もとより、然るべきことなれば、教師たるもの諄々誨告して、師恩の重大なることを知らしむべし。

一 近時、師弟の情誼日に薄らぎ、兒童のその師を見ること、道路の人とのとく、あるひは、これを誹謗し、あるひは、これを

軽蔑し、道に逢ふとも、顔を背けて知らざるまねするものさへあり。これ、仇をもて恩に報ゆるものにて、道徳上許しがたき罪人なり。教師は、よく、これらの通弊を指摘して、諄誨告するところあるべし。

(主要なる設問)

- 一 天下の三大恩とは何々ぞ。
- 一 師恩に報ゆる方法はいかに。
- 一 舊師の吉凶安否を問ひしことありや。
- 一 現在の師に對しては、いかにすべきか。

第九課 上杉治憲公 (孝行)

(本課の目的) 父母に對する孝養の志を養ふ。
(教授上の注意)

- 一 公が、士民に對しまだ師に對せらるる、諸觀念を喚起して、「さて、これより、公が、父母に對せられし行ひを語らん。」とて、本課の教授に入るべし。
- 一 前段は、平時の孝養を知らしむるに、もつとも、有益・適切なる例なれば、よく、これを児童らの實際に比較せしめて、その感情を深からしむべし。
- 一 前段の説話をなさんには、まづ、諸侯の父子別居せる有様を語り聞かすこと必要なるべし。
- 一 後段は、病時の孝養につき、至極適切の例なれば、その趣きを巨細に語り聞かせて、児童の感情を惹き、その孝養心を奮起せしむべし。
- 一 すこし學問などしたる少年輩は、ややもすれば、老人を嘲

第九課

笑する弊あれば、本課の事例によりて、祖父母および一般老人に對する道を會得せしめんこと、大切なり。

一 葬祭のごときも、近來、華美的風盛んに起り、眞の哀悼の意を缺けるもの、おほく見受けらるれば、葬送・祭祀の諸心得などを教授せんことも、また、必要なり。

一 父母病氣の時は、看護に手をつくすべきは勿論のことなれども、まづ、良醫を求めて、これが診療を受けしめんことは、もつとも大切な孝養なることを知らしむべし。

一 公の在職中、孝行、その他の善行にて賞與せられたるもの、八十五人の多きに達したるがごときは、實に、公の德行、人心に感銘したるものなれば、教師は、この意にて児童に教授し、徳の孤ならざることを知らしむべし。

(主要なる設問)

一 公が、父公に事へられし有様を語れ。
一 父母の心を養ふとは、いかに。また、父母の體を養ふとは、いかに。

一 公が、父公の病を看護せられし状況を問ふ。
一 汝らの父母に、病ある時は、いかにすべきか。

第十課 ワット氏 (修養)

(本課の目的) 人は、大事業をなすには、智識修養の必要なるを教ふ。

(教授上の注意) 一 まづ、第二卷第二十一課コロンブス氏が、諸學を修め、智識を研きて、先見の明を得、つひに、發見の成功を遂げしこと

第十課

を問答して、修學と成功との關係につきての思想を喚起せしめおき、「また智識を修養して、一大發明をなしし人の話しうなさん」とて、本課の教授に入るべし。

一 氏が身體虛弱にて、やむを得ず家庭にて父母の教育をうけられしことを、児童らの現狀に比較せしめ、みづから、完全の教育をうけつつあることを諭らしめ、ますます奮起するところあらしむべし。

一 氏が智識の進歩とともに、これを實用に用ゐるべき製造術を研究せられしは、やがて、氏が發明の基をなししものにて、児童らも、つねに學びし智識は、他日これを應用するよーに心掛くべきことを知らしむべし。

(主要なる設問)

一 ワット氏の、幼時修養の有様を話せ。

一 汝らの修學と、ワット氏の修養と、その便否の差違、いかに。

一 ワット氏成人後の修養は、いかに。

一 汝ら、今の修學は、何のためにするか。

第十一課 ワット氏 (發明)

(本課の目的) 發明によりて、公益をなすべきことを知らしむ。

(教授上の注意)

一 汽車・汽船等における蒸氣機關大體の原理、および、その、いかに今日の社會に利益を與ふるかを問答し、「いま、その發明をなしたる人の話しうなさん」とて、まづ児童の興味をひき起すべし。

第十課

一 氏が事物の理を考へ、工夫をこらされし事實は、すなはち、前課修養の應用を務められしものにて、はなはだ、篤志の至りなれば、これにつき、諄々、児童に誨告すべし。

一 およそ、偶然のことより一大發明をなすことあり。されど、事物の動靜・變化を、つねに等閑に看過するものは、つひに、その修學を利用する時なからべきことを諭し、児童ら達學の曉には、十分原理・機器の工夫・發明をなすべきことを勧むべし。

一 ワット氏の發明が、つひに、世の大的なる利益をなすに至りし段に至りては、あまねく、汽機の應用を詳説して、その公益の大的なることを知らしむべし。

一 第一卷には、フランクリン氏電氣を發明せしことあり。第

二卷には、コロンブス氏大陸發見のことあり。ここに至り、また、氏の汽機の發明のことを説くがゆゑに、児童は、みづから、大いなる發明・發見をなし、公益を廣むるものは、おほく外人にあることを歸納するに至るべし。されば、教師は、簡単にこれを問答し、わが國人の一層奮發・研究すべきことを、熱心に諭すべし。

(主要なる設問)

一 氏が、汽機を發明するに至りし原因は、いかに。

一 この發明の、いかに公益をなししかを語れ。

一 國人の公益をなしたるものにつきて語れ。

一 外人の公益をなしたるものにつきて語れ。

一 汝ら、これにつきての將來の覺悟は、いかに。

第十二課 公益

二八

(本課の目的) 人は、修めたる學藝を世上に施し、一般の利益を、はかるべきものなることを知らしむ。

(教授上の注意)

一本課の各段を教ふるには、つねに、既知の事例を簡単に問答し、やがて、概括的に、その教授をなすこと肝要なり。

一人々一定の職業をつとめて倦まざる時は、その結果、自然に、一般の利益を増進すべきれど、こは、きはめて間接にて、迂遠なることなれば、みづから進んで、世のため人のために、つくさざるべからざることを知らしむべし。

一 社會公共のことと思ふ念を熾んならしむるは、兒童をして、他日、世に立ちたる後、公益を廣め、世務を開く心掛けを

起さしむる本源なれば、ことに、留意して教授すべし。

一世間、往々、公益を廣むるを名として、不正の利を貪り、あるひは、名譽心にかられて、ことを企て、やがて、中止するものあり。これらにつきては、ことに、誨告するところあるべし。

一 公益を廣め、世務を開くに當り、百難を排して、ことに、當らんとする勇氣なき時は、つひに成功する期なかるべければ、教師は、よく、剛毅、忍耐の必要なることを知らしむべし。

一本課の實行は、主として、これを、兒童、成年の後に待たざるべからざれば、教師は、その意にて訓誡すべし。

(主要なる設問)

一人は、何故に、世のためにつくさざるべからざるか。

一 公益を廣むる方法と、その心がけとを語れ。

第十課 三

一汝らは、將來、何事をなして、公益を廣めんとするか。

第十三課 ナイナンゲール女史（慈善）

(本課の目的) すべて、人は、力の及ばん限り、博愛・仁恤のことに心を用ゐるべきことを知らしむ。

(教授上の注意)

一女史が、當時、ロンドン社會における貴婦人の交際立ち交はらで、博愛の事業に、その心身を委ねられたるがときは、その識見・抱負、いづれも、尋常婦人の、とほく及ばざることなれば、本課を教授するに當りては、ことにこの點を指摘して、兒童訓育の資料とすべし。

一女史が、富貴の身にてありながら、下婢も及ばざる辛酸を嘗めて、看護の術を研究せられたるは、ひとへに、博愛・仁慈

の誠意に基けることを知らしめ、兒童をして感奮興起せしむべし。

一從來、わが國にては、舅姑およびその夫に事へ、一家を整理するを、妻たるものとの唯一の徳行とし、博愛・慈善の社會的道徳は、すこしも、女子に獎勵せられざりしがごとし。舅姑に孝養をつくし、夫に貞節をつくすは、いづれも、必要のことはなれど、博愛・仁慈の事業のごときも、また、女子の天職として、力の及ばん限り、つくさざるべからず、教師は、本課を教授するに當り、ことに、この意にて、訓誨すべし。

(主要なる設問)

一ナイナンゲール女史の畢生の目的は、何なりしか。

一女史が、巡遊中嘗められし艱苦の有様を問ふ。

- 汝ら、女史につきて、感ぜしことをいへ。
- 汝らは、かつて、人の困苦を慰めしことありや。
- 汝らは、かつて、憐むべき孤兒または不具、廢疾のものを恵みしことありや。

第十四課 ナイナンゲール女史 (博愛)

(本課の目的) 前課に同じ。

(教授上の注意)

- 女史が、婦人の身にて、雄々しくも、戰地に臨み、萬死を冒して、傷病者の救護に從事せられたりしは、博愛の至情に出でたることなるを語り、兒童をして感激せしむべし。
- 女史が、英國の政府および人民より贈られたる多額の金圓を、ことごとく、看護婦練習所設立の費用に供し、すこし

も、自己の用に供せられざりしが、じときは、その心事の高潔なるを證するに餘りあれば、よく、この意を兒童に示して、その高風を欽慕せしむべし。

— 博愛の大結社たる赤十字社は、實に、女史のこの事業に胚胎せるものなれば、女史の仁慈は、ひとり、その當時の數万人の生命を救ひしのみならず、現在および將來において、無數の生靈を死地より免れしめ、その遺徳の及ぶところ、究極なきことを知らしめ、至誠の人心を感孚せしむることの深きを知らしむべし。

(主要なる設問)

- 女史は、いかなる機會にて、大いなる慈善を試みられしか。
- この場合における、女史の看護の有様を問ふ。

一 女史は、英國人民より報いられたる多額の慰勞金を、いかに使用せられしか。

一 汝らは、女史の行ひにつきて、いかに感ぜしか。

一 汝らが、今日に成し得べき慈善・博愛の行ひを語れ。

第十五課 赤十字社

(本課の目的) 赤十字社の起源・沿革、および、その事業の概要を知らしめ、將來成人の後は、これを贊助して、忠愛の至情を表すべきことを教ふ。

(教授上の注意)

一 赤十字社の起原は、前に述べしごとく、ナイナンガール女史の事業に胚胎せるがゆゑに、本課の教授に際しては、まづ、前課を復習し、これと密接なる關係を有せしむべし。

一 赤十字社の徽章は、耶蘇教の十字架に類するゆゑ、往々、耶蘇教と關係あるがひとく、誤認するものあれば、よく、その徽章の起原を知らしめおくべし。

一 赤十字社における、わが皇室の優渥なる御保護の有様、および、皇后陛下のこととに、同社の總會に臨ませたまひて、下させられし、令旨等は、慎重なる態度にて、これを教授し、兒童をして、兩陛下が、博愛・慈善の事業に、大御心を留めさせたまふのふかきに感泣せしむべし。

一本課の挿畫は、赤十字社の事業の状況を知らしめる目的にて、挿畫せしものなれば、教師は、つまびらかにこれを敷衍・解説して、同社の事業の一斑を知らしむべし。

(主要なる設問)

第十六課 瓜生岩子（淑徳）

(本課の目的) 女子の心得べき諸徳を教へ、ことに慈善の心を養ふ。

(教授上の注意)

一 第一段、女史幼少の時の事項を授くるには、児童らの實際に徴して、その感情を興奮せしむべし。

一 第二段にては、夫および舅姑に事ふること、婢僕を使ふこと

と、また、一家團欒の樂みは、人生の最大快樂なること、これを得るよーに圖るは、主婦たるもの務めなること等を知らしむべし。

一 第三・四段は、變に處する事例なれば、適宜に、その教授をして、児童の誤解を來さざるよーに、注意せんこと大切なり。『女子のすでに、嫁したる後は、たとひ、憂き目に逢ふことありとも、よく、これを忍びて、ふたたび、家に戻るがごときことをなかるべきよー論すべし。

一 第五段、女史の訓誡は、これ、本課の要點とすることなれば、もつとも卑近なる實例を引きて、説明すべし。

一 第六段、女史が孤兒を集めて、これに教育を施されしがごときは、實に、尋常人の、とほく及ばざることなれば、教師は、

適當なる方法によりて、十分、児童の同情を奮起せしむべし。

(主要なる設問)

- 一 瓜生岩子につきての所感は、いかに。
- 一 女子にもつとも必要な性情は、いかに。
- 一 汝ら、鰥寡・孤獨のものを見たる時は、いかなる感あるか。
- 一 慈善事業とは、いかに。

第十七課 瓜生岩子 (愛國) 課

(本課の目的) 愛國心を涵養す。

(教授上の注意)

- 一 まづ日清戰爭當時に關する觀念を喚起せしめて、豫備とすべし。

一 本課に掲げたる女史の言は、みな至誠より發したるものなれば、もつとも、深切・丁寧なる説明によりて児童の感情をひき起すべし。

一 本課は、一般國民としての適切なる愛國の事例なるべければ、教師は、あらかじめ、その心して教授すべし。

(主要なる設問)

- 一 岩子につきての所感を擧げよ。
- 一 軍人の愛國とは、いかに。また、一般人民の愛國とは、いかに。
- 一 汝ら、今日の場合における愛國の方法は、いかに。
- 一 汝らの中、戦争中、軍資金を献納せしものありや。

第十八課 博愛

(本課の目的) 博愛の心を養成す。

(教授上の注意)

一 博愛の徳は、衆善の源泉にて、かの仁恕といひ、寛宏といひ、慈惠といひ、義侠といふがごとき、一として、博愛の心の變形にあらざるはなし。教師は、本課を教授するに當りて、よく、この意を児童に知らしむべし。

一 畏れ多くも、わが歴代の天皇は、いづれも、至仁・至德の御心をもて、臣民を治めたまひければ、遠き海外の人々も、ひそかに聖徳を仰ぎ奉り、歸化して臣下の列に加はりしもの、古今、その數少なからず。されば、われら臣民たるものには、よく、わが皇室・仁惠の御趣旨を體し、須臾も、これを忘るべからざる旨を諭すべし。

一 されど、博愛の行ひをなすに當りては、その親疎内外の別

を立てざるべからず。おのれの父母を愛せずして、他人の父母を愛し、おのれの國を愛せずして、他人の國を愛するがごときは、背倫の行爲といはざるべからず。教師たるもの、ことに、これらにつきて、誨告するところあるべし。

一 博愛慈善の事業中、憐むべき孤兒・貧兒を養育して良民とするがごときは、人間最高の美德なれば、教師は、前課瓜生岩子の善行とあひ關係せしめて、將來、男女を問はず、これらの事業につくさざるべからざることを知らしむべし。

一 児童中には、往々、故なくして、畜類を苦しめ、魚蟲を殺すことあり。これ實に、残忍の所業にて、心術を害すること甚しきことなれば、きびしく、かくのごとき悪戯を諫むべし。

(主要なる設問)

一 博愛は、何故に、衆徳の源泉なるか。

一 内地雑居後の心得は、いかに。

一 孤兒院・養育院の必要なるゆゑを問ふ。

一 「博愛衆に及ぼす」とは、いかなることぞ。

第十九課 佐久間象山先生 (修學)

(本課の目的) 學業の修めざるべからざることを知らしむ。

(教授上の注意)

一 佐久間先生が、一かどの學者となられし十四五歳の年齢は、すなはち、本課の教授を受くる兒童の年齢と、ほぼ同じければ、教師は、兒童の學才の、とほく先生に及ばざることを知らしめ、兒童をして感奮興起せしむべし。

一 當時、太平の迷夢、いまだ覺めず、上下一般苟安をこととせる時に當りて、先生が、つとに心を海防の策にとどめられしは、その識見の卓絶せるゆゑなれば、教師は、よく、これを指示すべし。

一 先生が、東都に遊學せらるるに際して、先生の母堂が訓誨せられし辭のとときは、情理兼ね至り、姑息の愛に溺るる一般婦女子の指針とするに足るべく、また、懦夫をして立たしむるに足るべし。教師は、よろしく、兒童をして、この母ありて、はじめてこの子ありしことを知らしめ、かつ、慈母教養の感化の至大なることを悟らしむべし。

(主要なる設問)

一 佐久間先生が、幼時勉學せられし有様を問ふ。

第十二課

一先生が藩主眞田氏の愛顧を受けられし事實を問ふ。

一先生が江戸に遊學せんとせられし時、母の誠められし辭はいかに。

一汝らは、この訓誨につきて、いかに感ずるか。

一汝らが進んで高等の學校に入學せんとて、他郷に留學するに當りては、いかなる心がけを要するか。

第二十課 佐久間象山先生（事業）

（本課の目的）先生が經營せられし各種の事業を知らしむ。（教授上の注意）

一先生が、當時の學者の、時勢に暗くして、いたづらに漢字漢文に耽りしを慨きて、ひとり外國の學術を研究せられしことは、前課、先生がつとに海防の策に留意せられし事實と對照して教授し、兒童をして、その先見の明ありしことを知らしむべし。

一先生が、閣老眞田氏に獻ぜられし策は、いづれも、時勢に割切なるものなりしことを、當時の實情によりて、指示すべし。

一先生が憂國の餘り、獻策せられし各種の條項は、すこしも用ゐられざりしに拘らず、いよいよ熱心にその所信を述べられしが、ひとときは、先生の憂國の情禁ずべからざるに出でしことなるを知らしむべし。

（主要なる設問）

一先生の卓見ありしことを語れ。

一先生は、何故に、海防の策に苦心せられしか。

第二十一課 佐久間象山先生（憂國）

第一二十一課 佐久間象山先生（憂國）

一 先生が、閣者の相談役として奉られし策の、重なるものを問ふ。

(本課の目的) 先生が、至誠國事を憂へられし事實を教ふ。
(教授上の注意)

一 先生が、米使の驕傲なるを憂へ、いやしくも、氣息の存する限りは、坐視するに忍びず。と慨かれしが、ごときは、至誠國事を憂へられしによることなれば、教師は、ことに精神をこめて、これを説き示すべし。

一 舉世滔々攘夷を唱ふる時に當りて、ひとり、開港の論を持し、世の逆流に立ちて、その所信を實行せんとせられし先生の卓抜なる識見と、剛邁なる精神とを知らしむべし。

一 島津少將らが、先生の奇禍に罹られんことを恐れて、歸國を勧められし時、先生が答へられし語は、實に憂國の至情より溢れ出でたるものにて、千歳の下、懦夫をして立たしむるに足るものあり。教師は、よろしく、満腔の熱誠をもて、これを兒童に鼓吹せんことを力むべし。

一 終りに、明治の昭代に當りて、贈位の恩典ありしことを告げ、聖恩の枯骨に及べることを知らしむべし。

(主要なる設問)

一 先生の、奇禍に罹りて獄に下されし次第を述べよ。

一 先生が、禁錮にあひて、なほ、一意、國家を憂へられし有様はいかに。

一 先生が、黨人に、殺されられしゆゑは、いかに。

一 島津公らが、先生に歸國を勧められし時、先生の答へられし言につきて、感ぜしことをいへ。

第二十二課 高田屋嘉兵衛氏 (剛勇)

(本課の目的) 剛氣の貴ぶべきことを知らしむ。

(教授上の注意)

一 幕府が、國後擇捉に航海を開かんとして、船夫を募りし時、その航海を危みて、一人の應ずるものなきに當り、氏が、ひとり奮進して、募りに應ぜられたるは、實に、氏が、勇往敢爲の氣象に富めるゆゑなれば、教師は、ことに注意して、これを説き示すべし。

一 氏が、捕へらるるに當り、銃剣をひらめかして、おのれに擬せる敵兵を睥睨し、優然として、副長の前に進まれしこと

は、本文に省きたれば、教師は、よろしく、これが説明を補ひ、その行爲の、眞に日本男子たるに恥ぢざる健氣なる行爲なりしことを賞讃し、兒童をして、その剛氣を嘆美せしむべし。

一 氏が、カムチャッカに著せられし後、一意、露語の研究にその力を費されしは、ひとへに、相互の意志を疏通して、兩國の葛藤を解かんがためなりしことを知らしむべし。

一 氏が、「兩國の葛藤を解かん」とて、副長を伴ひて、國後に著せられし時、髻と刀とを妻に送りて、おのれの決心を示し、死をもて國難にあたらんとせられし稜々たる氣節は、實に國士たるに恥ぢざるものにて、本課教授の要點となり。教師は、よろしく、熱心なる態度と語調とにて談話し、兒童を

第十二課

(主要なる設問)

して、強力なる感動を起さしむべし。

一 高田屋嘉兵衛氏立身の次第を述べよ。

一 氏が御用船頭となりし次第を語れ。

一 氏が奇縁にあはれし次第を語れ。

一 氏が剛勇なりし事實を述べよ。

一 氏が、露語を學ばれし目的はいかに。

一 氏が、兩國の葛藤を解く目的にて、國後に著せられし時、奉行に上られたる誓詞はいかに。

一 汝らは氏の行ひにつきて、いかに感ぜしか。

第二十三課 高田屋嘉兵衛氏（信義）

(本課の目的) 信義の必要なることを知らしむ。

(教授上の注意)

一 氏が副長の信義を守らざりしを憤り、刀を按じて副長につめよせられしがひとときは、實に、氏の氣節のあるところなれば、教師は、熱心なる態度と生氣ある語調にて、これを談話し、兒童をして、氏の正義に感激せしむべし。

一 副長が、倉皇、その失言を謝したるは、ただに、おのれの害せられんことを恐れたるによりしのみならず、ふかく、氏の誠意に感激して、心に、その失言を悔悟せしによるなれば、よく、これを兒童に告知し、兒童をして、至誠の人心を動すこと、いかに深きかを知らしむべし。

一 氏が、副長の陳謝に對して、たちまち色とけ、ふたたびこと

第

課三十一

をともにせられしがごときは、その宏量坦懐・欽仰するに餘りあり。教師は、よろしく、児童をして、氏の心事の公明正大なりしを知らしむべし。

(主要なる設問)

- 一 副長は何故に水夫を嚇し、かつ、氏の上陸を拒みしか。
- 一 汝らは、副長のこの處置につきて、いかに感ずるか。
- 一 上陸を拒まれたる氏は、いかにせしか。
- 一 兩國の平和の回復せし有様を語れ。
- 一 氏の國家における功勞を述べよ。

第二十四課 外國人に對する心得

(本課の目的) 外人と交際するには、よく、深切をつくして、國の品位を保つべきことを教ふ。

(教授上の注意)

- 一 明治三十二年七月以後は、外人に内地雜居を許されしがゆゑに、今後の日本國民は、一層對外の精神を確持すべきことを教ふべし。
- 一 内外の別を明かにすべきことを説ける條は、一國獨立に大關係あることなれど、これとともに、よく、攘夷的僻見を児童に抱かしめざるよー注意すべし。
- 一 自家尊大の頑固なる思想を抱きて、外人を賤み嫌ふがごときは不測の過失を生ずる基なれば、その實例を擧げて、そが、國家に大害あることを知らしむべし。
- 一 されど、外人に對し、萎縮恐怖の態度をとるがごときは、大いに、國威に關することなれば、學業を修め、智識を研きて、

(主要なる設問)

- 一 外人に對して、無禮詐偽等の行ひをなす時は、その影響いかに。
- 一 内外人の別を明かにすべきゆゑは、いかに。
- 一 自家尊大の頑固なる思想とは、いかに。
- 一 外人に對し、萎縮恐怖する害は、いかに。
- 一 内地雜居後の國民の覺悟は、いかに。

第二十五課 國民の務

(本課の目的) 國法の何たるかを知らしめ、かつ、これを遵守すべきことを諭し、納稅と兵役とは、國民の二大義務なることを教ふ。

(教授上の注意)

- 一 本課は、國法を遵守すべきこと、兵役に服すべきこと、租稅を納むべきことの三段に分ちて、教授すべし。
- 一 遵法の必要を知らしむるには、また、反面より、犯罪者の公權を停止せらること、または、剝奪せらること、および、監獄署にて囚徒の苦役せる有様などを語り聞かせ、児童の廉恥心に訴ふべし。

一 今日の、外國との交際の有様より説きて、軍備の必要なることを知らしめ、兵役に服するは、國民の義務なることを

自覺せしむべし。

一 納稅の義務を知らしむるには、まづ、政治機關の組織(立法・行政司法)ことに、行政機關に關したる實際の事項(町・村・市・郡・區・縣の各に關したるもの)および、租稅の種類、その支途などにつきて、明瞭なる説明を與ふること、必要なり。

(主要なる設問)

- 一 國法とはいかなるものぞ。
- 一 國法の必要なる理由は、いかに。
- 一 國民は、何故に、國法に遵はざるべからざるか。
- 一 國民には、何故に、兵役の義務あるか。
- 一 國民には、何故に、納稅の義務あるか。

修身教典

新編高等小學校教員用

卷三終

木谷

明治三十三年十一月廿一日印
全 年十一月廿四日發行
明治三十四年二月十二日訂正再版印刷
全 年二月十三日訂正再版發行
明治三十五年九月廿九日訂正三版印刷
全 年十月二日訂正三版發行

價 定	
卷一	十
卷二	二十
卷三	三十
卷四	四十
	錢

修正新編修身教典高等小學校教員用貰付

編 者

株式會社普及舍編輯所

東京市日本橋區吳服町一番地

複製

不許

發行者兼

代表者

取締役
池 部 活 三

發兌元

株式會社普及舍

